相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区二葉町三丁目五一六五番地三、最後の住所新潟県新潟市二葉町三丁目五一六五番地一八

被相続人　亡　藤田　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所新潟市中央区東中通二番町二八〇番地時報会館四階

相続財産管理人　弁護士　渡邊　幹仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市浜北区新原四〇二番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区新原五三五〇番地

被相続人　亡　中野　知昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

静岡県浜松市中区板屋町五六二番地　ＥＭビル四階　黒木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　劔持　友浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市柳津町本郷一丁目四三番地、最後の住所愛知県一宮市西五城字用水東四番地二

被相続人　亡　竹市　行雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

愛知県岩倉市下本町下市場一二五―三ＹＡＯＨＡＴＵビル三階弁護士法人花楓いわくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　深見　早恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市小栗町上ノ切用水西三三二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　榔野志津男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六三河安城法律事務所

相続財産管理人　増田乾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区平野東一丁目七番地、最後の住所大阪市西成区玉出西二丁目一二番七号

被相続人　亡　竹内コイサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九―七〇二号サンメゾン北浜ラヴィッサ

相続財産管理人　弁護士　丸野　敏雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市黒鳥町二〇七番地三四、最後の住所大阪府堺市中区堀上町二一一番地一二

被相続人　亡　室木　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大江　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区加美西一丁目四六番地、最後の住所大阪市住之江区浜口西一丁目一五番一九号

被相続人　亡　山本　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

大阪市中央区道修町二丁目二番六号後藤ビル九階

相続財産管理人　弁護士　江後　利幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区三軒家櫨町二丁目三二番地、最後の住所大阪市大正区泉尾四丁目一六番一号

被相続人　亡　妹尾弘太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル二階

相続財産管理人　弁護士　和氣　良浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市武庫元町二丁目二三番、最後の住所兵庫県神戸市東灘区西岡本六丁目五番二九―三〇一号

被相続人　亡　石原　正直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

兵庫県神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区南方三丁目三九七番地、最後の住所岡山市北区富町二丁目一五番二一号

被相続人　亡　山谷　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所岡山市北区南方一丁目五番二号

相続財産管理人　能海　芳弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市吉舎町檜七六六番地、最後の住所広島市西区田方三丁目九〇九番地一ダイアパレスウエストシティ六一〇号

被相続人　亡　宮下　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所広島県廿日市市新宮一丁目一三番二〇号

相続財産管理人　湯浅　美紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市国府町井戸字前野四六番地最後の住所徳島県徳島市国府町敷地三一二番地の二

被相続人　亡　湯浅　理男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所徳島県板野郡藍住町住吉字乾三一番地一

相続財産管理人　司法書士　山本　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市神田二二二五番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田所　正昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十五日

事務所高知県高知市大川筋二丁目一番三五号

相続財産管理人　福島　誠志

第58期決算公告

平成26年5月15日

北海道室蘭市崎守町293番地の1

株式会社室蘭カントリー倶楽部

代表取締役　尾崎　文昭

貸借対照表の要旨

（平成26年1月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	444
	固定資産	369,803
	合計	370,247
負債及び純資産の部	流動負債	352,113
	固定負債	3,864
	株主資本	14,270
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,270
	その他利益剰余金	4,270
	（うち当期純利益）	(38)
	合計	370,247